

令和７年度「青少年の被害・非行防止運動」奈良県実施要綱

〔１〕趣 旨

奈良県における少子高齢化、インターネットの利用拡大等は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年の被害の現状については、スマートフォンやＳＮＳを始めとする様々な機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、ＳＮＳやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者と児童が知り合い性犯罪等の被害にあった事犯の被害児童数は高い水準で推移し、特に小学生の被害が近年大幅に増加している。また、それぞれに事情や問題を抱えた青少年が、ＳＮＳ等を通じて出会った者やコミュニティに自分の居場所を求め繁華街に集まり、犯罪被害にあうリスクについて認識が不十分なまま被害にあっている。加えて、青少年のインターネットを利用する時間が増加傾向にあり、情報の不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加が引き続き懸念される。

青少年の非行情勢については、令和６年の刑法犯少年の検挙人数は戦後最少であった令和３年から３年連続で増加し、人口比では２０歳以上の者と比べ依然高い水準にあり、今後の動向に注視すべき状況にある。また、ＳＮＳ等で犯罪実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」に応募するなどした少年による組織的な特殊詐欺や強盗等への加担が大きな社会問題になるなど、懸念すべき兆候がみられる。

こども家庭庁では、学校が夏期休業に入る７月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」と定め、特にインターネット利用におけるこどもの性被害等の防止を最重点課題としつつ、不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止や、有害環境への適切な対応等の、青少年の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することとしている。

本県では、次代を担う青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせないために、こども家庭庁の取組に同調した「青少年の被害・非行防止運動」を展開し、７月を「強調月間」、８月を県独自の「強化月間」に指定して、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」と協調を図りながら、２ヶ月間にわたり青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化を図ることなどを目的に、関係機関・団体、地域住民等が共通の理解と認識のもと有機的に連携し、県民一体となった運動を推進する。

〔２〕期 間

令和７年７月１日～７月３１日（強調月間）

令和７年８月１日～８月３１日（強化月間）

〔３〕実施機関

奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察

〔４〕協力推進機関

市町村 市町村教育委員会 奈良保護観察所

〔５〕参加協力団体

奈良県子ども・若者支援団体協議会、奈良県青少年健全育成推進協議会、奈良県青少年指導員連絡協議会、奈良県青少年補導センター連絡協議会、奈良県ＰＴＡ協議会、奈良県高等学校ＰＴＡ協議会、奈良県保護司会連合会、奈良県更生保護女性連盟、奈良県民生児童委員連合会、奈良県社会福祉協議会、奈良県防犯協会、奈良県少年補導員協会連合会

〔６〕最重点目標

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

〔７〕重点目標

- （１）青少年の被害・非行防止対策の推進
- （２）青少年を取り巻く有害環境の浄化
- （３）県民意識の啓発、自主的取組の推進

〔 8 〕 実 施 事 項

実施項目	実施内容	実施機関
最重点目標 インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止 1 インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止	(1) 講習会への専門講師の派遣 ・内 容：青少年のインターネットリテラシー向上のための講習会（45 講座）に専門講師を派遣 ・実施時期：令和 7 年 4 月 30 日（水）～令和 8 年 3 月 31 日（火） ・対 象：県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒、保護者等が参加する講習会 ・派遣講師：情報セキュリティに関する教育活動を行う N P O 団体から派遣 (3) 大学生ボランティアによるリテラシー向上のための出前講座 ・内 容：青少年と年齢が近い大学生を指導員として養成し、県内小・中学校でのインターネットリテラシー向上のための出前講座へ派遣 ・実施時期：通年 (4) ペアレンタルコントロールの推奨、フィルタリング利用の普及及び情報モラル教育 ・内 容：非行被害防止教室、入学や進級に伴う保護者説明会等における児童及び保護者等への広報啓発 ・実施時期：通年 ・実施場所：小学校、中学校、高等学校等 (5) サイバーパトロールの実施 ・内 容：S N S 等を利用した児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯被害に遭うおそれのあるこどもの早期発見 ・実施時期：通年 (6) S N S における広報啓発活動 ・内 容：S N S 上における、こどもの性被害等に繋がるおそれのある不適切な書き込みに対する注意喚起 ・実施時期：通年	奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察

実施項目		実施内容	実施機関
重点目標（１） 青少年の被害・非行防止対策の推進		（１）少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動の推進 ・内 容：福祉犯被害に遭うおそれの高い家出少年の発見・保護 ・実施時期：通年 ・実施場所：県内各所 （２）フィルタリングの利用普及及び情報モラル教育 ・内 容：非行被害防止教室、保護者説明会等における児童・生徒及び保護者等への広報啓発 ・実施時期：通年 ・実施場所：小学校、中学校、高等学校等 （３）【再掲】講習会への専門講師の派遣 ・内 容：青少年のインターネットリテラシー向上のための講習会（45 講座）に専門講師を派遣 ・実施時期：令和 7 年 4 月 30 日（水）～令和 8 年 3 月 31 日（火） ・対 象：県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒、保護者等が参加する講習会 ・派遣講師：情報セキュリティに関する教育活動を行う N P O 団体から派遣 （５）【再掲】サイバーパトロールの実施 ・内 容：ＳＮＳ等を利用した児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯被害に遭うおそれのあるこどもの早期発見 ・実施時期：通年 （６）【再掲】ＳＮＳにおける広報啓発活動 ・内 容：ＳＮＳ上における、こどもの性被害等に繋がるおそれのある不適切な書き込みに対する注意喚起 ・実施時期：通年 （７）少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための広報啓発活動 ・内 容：非行防止教室等を通じた広報啓発 少年相談窓口及び少年サポートセンターの役割の周知 ・実施時期：通年	奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察
	2 犯罪被害及び非行防止対策の推進		

実施項目		実施内容	実施機関
同	3 薬物乱用対策の推進	(1) 薬物乱用防止教室の開催 ・内 容：薬物乱用防止教室の開催 ・実施時期：通年 ・実施場所：小学校、中学校、高等学校等 (2) 薬物乱用防止啓発活動 ・内 容：薬物乱用防止指導員等による啓発活動 薬物乱用防止広報車、ポスター、チラシ等による広報啓発活動 ・実施時期：通年 (3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ・内 容：関係機関協力の下、啓発活動等の実施。 ・実施時期：令和7年6月22日（日） ・実施場所：イオンモール橿原 (4) SNS等広告を利用した若年層向けの啓発活動 ・内 容：インターネットサイト及びSNSの広告を活用した若年層向けの薬物乱用防止啓発活動の実施。 (5) 高校生を対象とした大麻の乱用防止に関する広報啓発活動 ・内 容：学校と連携した効果的な広報啓発活動 ・実施時期：通年 ・実施場所：高等学校等	奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察
	4 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止	(1) 少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動の推進 ・内 容：少年警察ボランティア等との連携による、少年のたまり場の把握や初発型非行（万引き・自転車盗等）の未然防止、20歳未満の者の飲酒・喫煙防止等のための街頭補導活動 ・実施時期：通年 ・実施場所：県内各所	
	5 再非行（犯罪）の防止	(1) 非行防止教室の開催 ・内 容：非行防止教室の開催 ・実施時期：通年 ・実施場所：小学校、中学校、高等学校等 (2) 立ち直り支援活動 ・内 容：非行少年等への助言・指導、各種体験活動への参加促進等 ・実施時期：通年 ・実施場所：各警察署、少年サポートセンター等	

実施項目		実施内容	実施機関
同	6 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応	(1) メール相談窓口「悩み なら メール」の開設 ・内 容 : 県内の小・中・高校生等を対象に、いじめや人間関係等様々な悩みについての相談を行う ・実施時期 : 通年 (2) 電話教育相談窓口「あすなろダイヤル」の開設 ・内 容 : 県内の児童・生徒、保護者及び教職員等を対象に、24 時間体制でいじめなど子どもの S O S、不登校などの学校生活の悩み等についての相談を行う (3) SNS 相談「なら C o c c o r o ライン」 ・内 容 : 奈良県内にある国公立の中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）、中等教育学校に在籍する生徒を対象に L I N E にて相談を行う ・実施時期 : 令和 7 年 4 月 4 日（金）～令和 8 年 3 月 27 日（金）のうち、土曜日を除く毎日実施（但し、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）。 ※相談時間は、18 時 30 分～22 時まで (4) 電話相談「ヤング・いじめ 110 番」 ・内 容 : 非行問題・いじめ・犯罪被害等、少年に関わる様々な問題についての相談受理 ・実施時期 : 通年（月～金（祝日、年末年始を除く）） ・実施場所 : 少年サポートセンター (5) スクールサポーターによる学校訪問や派遣活動及び学校関係者との連携 ・内 容 : 警察署に配置されたスクールサポーターが各学校への訪問等を通じて、早期段階における生徒間トラブル等の対処、学校と警察との連携強化を図る ・実施時期 : 通年 ・実施場所 : 小学校、中学校、高等学校等	奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察

実施項目		実施内容	実施機関
重点目標 (2) 青少年を取り巻く有害環境の浄化		(1) 青少年を取り巻く有害環境浄化活動 ～合同立入・巡回啓発活動～ ・内 容：各市町村、警察等と連携し、青少年にとって有害環境となるおそれのある店舗への立入調査を実施することにより環境浄化を図り、条例の遵守を要請する ・実施時期：令和7年7月2日(水)～8月5日(火) 期間中の土日祝日除く8日間 ・実施場所：県内各市 ・調査対象：書店（古書店を含む）、ビデオ販売・レンタル店、がん具・刃物類販売店、カラオケボックス、ゲームセンター、コンビニエンスストア、インターネットカフェ、図書類自動販売機等 (2) 携帯電話販売店に対する合同立入調査 ・内 容：青少年の携帯電話端末等の使用におけるフィルタリングサービスの利用促進のための義務等の遵守状況を確認する ・実施時期：令和7年7月～令和8年2月 ・実施場所：県内各所の携帯電話販売店（携帯電話インターネット接続役務提供事業者、家電量販店等を含む） (3) 20歳未満の者の飲酒・喫煙防止に関する管理者対策 ・内 容：事業者に対して、対面販売時における「年齢確認の徹底」を指導 ・実施時期：通年 ・実施場所：県内各所の酒類販売小売店、煙草販売店	奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察
	7 有害環境への適切な対応		

実施項目		実施内容	実施機関
重点目標 (3) 県民意識の啓発、自主的取組の推進	8 広報・啓発活動の推進	(1) 新聞による広報啓発 ・内 容：新聞において「青少年の被害・非行防止運動」に関する記事を掲載 (2) 合同啓発活動 ・内 容：実施機関、協力推進機関及び参加協力団体による合同啓発活動 ・実施時期：令和7年7月24日(木) ・実施場所：イオンモール高の原 (3) 人権啓発パネルの展示 ・内 容：様々な人権問題に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見について考えてもらうことを目的に、人権啓発パネルを展示 ・実施場所・時期：①奈良県人権センター 通年 ②奈良県立図書情報館 令和7年7月15日(火)～ 令和7年7月21日(月・祝) (4) 少年健全育成奈良県カンファレンスの開催 ・内 容：少年の非行防止と健全育成を図るため、少年警察ボランティアや保護者、教育関係者をはじめとするすべての県民が協力して少年を見守り健やかに育む社会を目的として基調講演等を実施 ・実施時期：令和7年7月26日(土) ・実施場所：いかるがホール	奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察
	9 生徒指導の充実	(1) 第一学期末及び夏期休業中の幼児・児童・生徒の指導について、各県立学校長及び各市町村教育委員会等への通知文の発出 (2) 学校と地域関係機関・団体との連絡会議等による連携	奈良県教育委員会

「青少年の被害・非行防止運動」協力推進機関の推進事項

推進事項	推進内容	推進機関
1 広報、啓発活動の推進	(1) ポスター、チラシの作成配布等 (2) 市町村広報紙等の活用による広報啓発	市 町 村 奈良保護観察所
2 地域住民活動の促進	(1) 非行防止大会・地域懇談会・研修会等の開催 (2) 青少年を取り巻く有害環境の浄化活動 (3) 関係業者等への協力要請	市 町 村 青少年センター
3 補導活動の推進	(1) 街頭補導活動の実施 (2) 少年補導委員の情報交換会	青少年センター
4 社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～	(1) 「更生保護の日」(7月1日) (2) 近鉄電車奈良線の車内に社明ポスターを掲示(6月30日から7月6日) (3) 知事への内閣総理大臣メッセージ伝達(7月3日) (4) 奈良交通のバス車内に設置されたモニターで社明CM動画を放映(7月1日から7月31日) (5) イオンモール高の原での広報啓発(7月24日) (6) 小・中学生等を対象とした“社明”作文等の募集 (7) テレビ・ポスター・リーフレット・黄色い羽根等による広報啓発 (8) 保護司による非行・いじめ等の電話相談〈更生保護ひまわりテレホン〉を開設 (通年 月～土(祝日を除く) 午後1:00～4:00)	奈良保護観察所